づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、950点以上の者であること）。

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成16年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・同種工事は、ポンプ浚渫船により300,000㎥以上の浚渫を施工した工事

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・同種工事は、ポンプ浚渫船により浚渫を施工した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領の制定について（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成16年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

・同種工事は、ポンプ浚渫船により浚渫を施工した工事

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　配置予定の主任（監理）技術者が若手技術者であり、その他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対して臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。なお、本工事において申請できる技術指導者は１名とする。

①上記⑹に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②他の工事に主任（監理）技術者として従事していないものであること。

③定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）。

なお、技術指導者を配置する場合の若手主任（監理）技術者に求める競争参加資格要件は、上記⑹２）に掲げる主任（監理）技術者に求める同種工事の施工経験は求めない。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾等しゅんせつ工事のうち、平成29・30年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）平成30年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）

⑾　技術提案が適正であること。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次の技術提案等を受け付け、１）～２）と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

１）技術提案

ア）航行船舶に配慮した安全方策

イ）排砂管の適切な管理方策

２）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　技術提案における最低限の要求要件　上記⑴１）について、発注者案と同等以上の対策等が示されていること。

⑶　技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書等に示された内容について、それと異なる施工方法等で施工を行う場合、又は標準案に基づき施工を行う場合、あるいは技術提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、入札説明書に従い、その内容を示した技術提案書を提出すること。

⑷　ヒアリングの実施

１）資料のヒアリングは、必要に応じて実施する。なお、ヒアリングの日時・場所については、別途連絡する。

２）開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、必要に応じて施工体制の確認に係る追加資料の提出を求めヒアリングを行うことがある。

⑸　技術提案の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。

⑹　総合評価の方法

１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

２）提出された資料の内容に応じて、次のア）の項目毎に評価を行い加算点を与え、また、イ）の評価を行い施工体制評価点を与える。なお、加算点の最高点数は60点とし、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

ア）技術提案

イ）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

施工体制評価点の低い者に対しては、技術提案の加算点を減ずる場合がある。

３）入札価格、技術提案に係る総合評価は、入札者の申し込みに係る上記１）及び２）により得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

⑺　入札の評価に関する基準　上記⑹２）の評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。

⑻　落札者の決定方法

１）入札参加者は、価格、技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、上記⑹総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

２）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。